



人事委員会年報 平成29年度

佐賀県人事委員会

国 次

全	f	般 事	項	
	4	組織の概	現要	
1	l	人事委	員会の設置	1
2	2	人事委	員会の事務	1
3	3	人事委	員会委員	1
4	1	事務局	の組織 おおいま はいまた はんしゅう はんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	2
5	5	事務局	品の分掌事務	2
6	5	事務局	前の職員	3
7	7	平成 2	9年度予算	3
	,	人事委員	会	
1	l	人事委	員会の開催状況	4
2	2	条例案	に対する意見	1 1
業	Ĭ	務の	執行	
	1	公平審查		
1	l	職員の	分限処分及び懲戒処分	1 2
2	2	勤務条	条件に関する措置要求	1 2
3	3	不利益	処分についての審査請求	1 2
2	1	苦情相	目談の状況	1 3
5	5	公立学	校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	1 3
6	5	退職手	当の支給制限等の処分についての意見	1 3
7	7	不利益	処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	1 3
		(1)規	則の制定又は改正等	1 3
		(2)告	示の制定又は改正等	1 3
	Ą	職員団体	5事務	
1	l	管理職	^銭 員等の範囲を定める規則の改正状況	1 4
2	2	管理職	銭員等の範囲一覧表	1 6
3	3	職員団]体の登録	1 8
2	1	法人格	8付与法に基づく申請及び変更届	1 8
	1	任用事務		
1	l	採用試	以表现的一个人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人的人,我们就是一个人的人的人的人的人,我们就是一个人的人的人的人的人,我们就是一个人	1 9
		(1)平	² 成29年度採用試験の概要	1 9
		(2)平	² 成29年度採用試験の実施状況	2 3
		(3)採	採用試験の過去の実施状況	2 4
		(4)受	受験者数の推移	2 8
2	2	採用選	遇考	2 9
3	3	昇任選	建考	3 1

4	転任協議	3 1
5	公益的法人等への職員派遣	3 1
6	任期付職員採用	3 1
7	任用関係規則の改正状況	3 2
	給与事務	
1	職員の給与等に関する報告〔給与について〕	3 3
	(1)職員の給与等	3 3
	(2)職員の給与と民間給与との比較	3 3
	(3)職員と国家公務員との比較	3 4
	(4)職員の給与について	3 4
2	職員の給与等に関する報告〔公務運営について〕	4 0
	(1)多彩で優秀な人材の確保・育成	4 0
	(2)能力・実績に基づく人事評価制度の活用	4 3
	(3)勤務環境の整備	4 3
	(4)高齢層職員の能力及び経験の活用	4 9
	(5)服務規律の確保	5 0
3	給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等	5 1
	(1)規則の改正	5 1
	(2)運用通知の改正又は廃止	5 4
4	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	5 6
	(1)研修、表彰等による昇給	5 6
	(2) その他	5 6
	職員の勤務条件関係事務	
1	労働基準監督機関としての職権行使	5 7
	(1)事業場の区分	5 7
	(2)労働基準監督機関の職権行使	5 8
	(3)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 9
	(4)労働基準法等事業所実態調査の実施	5 9
2	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	6 0
	(1)規則の制定又は改正等	6 0
	(2)告示の制定又は改正等	6 0
	(3)運用通知の制定又は改正等	6 0
3	職員の退職管理に関する規則等の改正状況	6 0
	(1)規則の制定又は改正等	6 0
	(2)再就職者による依頼等の届出	6 0
	公平委員会の受託事務関係	
1	受託団体	6 1
2	勤務条件に関する措置要求	6 1
3	不利益処分についての審査請求	6 1
4	苦情相談の状況	6 1

5	職員団体事務	6 2
((1)管理職員等の範囲	6 2
((2)職員団体の登録	6 3

全般事項

組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

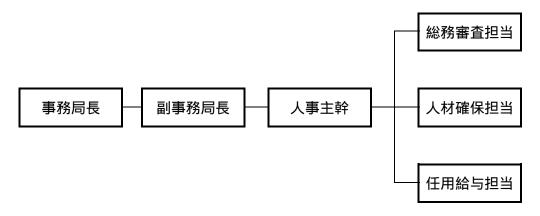
- (1)人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する 統計報告を作成すること。
- (2)人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3)人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4)人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5)給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6)職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7)職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を 執ること。
- (9)職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11)前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(平成30年3月31日現在)

職名	氏 名	任 期	職業	備考
委員長(非常勤)	中野 哲太郎	H29. 4. 1 ~ H31. 8. 2	元県本部長	H29.4.1 委員就任 H29.4.7 委員長就任
委 員 (非常勤)	松尾弘志	H27. 8. 3 ~ H31. 8. 2	弁護士	H23.8.3 委員就任 H27.8.3 委員再任
委 員 (非常勤)	内田 信子	H30. 3.30 ~ H34. 3.29	学校法人理事長	H30.3.30 委員就任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

- 事務局の分享	- 177						
担当名			分	掌	事	務	
総務審査担当	1 人事都	美員会委員及び	バ人事委員会	会の会議に	関するこ	: ک	
	2 事務局	闘職員の人事、	給与、服務	8及び福利	厚生に関	すること。	
	3 公印0)管守並びに対	文書の収受、	発送及び	保管に関	すること。	
	4 財務事	務に関するこ	こと。				
	5 職員の	D勤務条件に関	関する措置の	D要求及び	職員に対	対する不利益処	2分の審査請求に関
	すること	-0					
	6 職員の)苦情の処理に	に関すること	-0			
	7 公立等	学校の学校医、	学校歯科图	医及び学校	薬剤師の	O公務災害補償	賞の審査の申立てに
	関するこ	ے۔					
	8 職員の	D服務、分限、	懲戒その他	也身分取扱(いに関す	ること。	
)退職管理に関	-				
	10 管理聯	戦員等の範囲の	り指定及び贈	は員団体の	登録に関	すること。	
						度に関するこ	- 0
	12 職員0	D勤務条件に関	関する労働基	準監督機	関の職権	の行使に関す	ること。
		された公平委員			_		
	14 他担当	首の所掌に属し	Jない事務に	関するこ	と。		
人材確保担当	1 職員の	O任命の方法に	こついての一	般的基準	の制定に	関すること。	
	2 職員の)採用試験及で	が選考に関す	「ること。			
任用給与担当	1 職員の)任用に関する	ること。				
	2 職員の)臨時的任用に	に関すること	-0			
	3 職員の	定年等に関す	すること。				
	4 職員の	O研修制度及で	ゾ人事評価 制	度に関す	ること。		
	5 職員の	D給与等につい	1ての研究報	告及び必	要な勧告	に関すること	-0
	6 民間約	合与の調査報告	5及び生計費	貴の調査に	関するこ	: ک	
	7 職員0	D給与その他約	合与に関する	らこと。			
	8 職員に	こ対する給与の	の支払監理に	関するこ	と。		

6 事務局の職員

(平成29年4月1日現在)

担当:	名及び職名		氏		名		発 令 年 月 日
事	務局長		山	﨑	万里子		H 2 9 . 4 . 1
副事	務局長		岸	Ш	文 広		H 2 8 . 4 . 1
人	事 主 幹		古	沢	博文		H 2 9 . 4 . 1
	係	長	岩	本	秀治		H 2 8 . 4 . 1
	主	事	森		恵美		H 2 9 . 4 . 1
総務審査担当	主	事	筒	井	泰地		H 2 7 . 4 . 1
	主	事	光	富	柊 介	•	H 2 9 . 4 . 1
	非常勤	職員	北	Ш	弘美		H 2 9 . 4 . 1
	係	長	藤	田	啓 三		H 2 7 . 4 . 1
人材確保担当	主	查	安	田	和樹		H 2 7 . 4 . 1
人物唯体担当	主	查	平	井	弥 加		H 2 8 . 4 . 1
	主	事	中	村	眞 未	,	H 2 9 . 4 . 1
	係	長	江	П	里司		H 2 9 . 4 . 1
任用給与担当	主	查	本	田	友厚		H 2 7 . 4 . 1
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	主	事	香	田	康 典		H 2 9 . 4 . 1
	主	事	江	П	晃 代		H 2 8 . 4 . 1

7 平成29年度予算

(単位:千円)

	区分	当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
	警察官採用共同試験実施収入	198	5	193	<i>h.</i> H- \
歳	" (警務課財源充当分)			(480)	│ 雑 入 656 │ (財源充当)
入	市町村等公平委員会受託事務収入	468	5	463	
	合 計	666	10	656	(警務課財源充当分除く)
	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 6,528
	職員給与費	111,297	5,504	105,793	給 料 56,167 職員手当等 31,224
	人 件 費 小 計	117,825	5,504	112,321	共 済 費 18,402
歳	委員活動費	628	341	969	報 酬 2,094
7320	事務局一般運営費	4,759	284	4,475	職員手当等 518 共 済 費 343
	任用関係事務費	21,381	2,997	18,384	報 償 費 420
	給与調査研究費	1,085	269	816	旅 費 4,151 交際費 10
l	公平審査費	362	171	191	東
出	労働基準監督等事務費	155	55	100	役務費 328
	市町村等公平委員会受託事務処理費	468	5	463	委 託 料 7,844 使 賃 料 2,232
	事業費 小計	28,838	3,440	25,398	負 担 金 3,889
	合 計	146,663	8,944	137,719	

人事委員会

1 人事委員会の開催状況

平成29年度における人事委員会の会議は定例会24回、臨時会1回、計25回であり、その開催状況は次表のとおりである。

	況は次表のとおりである。						
開催年月日	議	案	等				
H29.4.7 (定例会)	(議事事項) 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について (報告事項) 1 平成28年度苦情相談の状況に 2 有機溶剤中毒予防規則の一部派 3 任期付研究員業績手当支給に係 4 特定任期付職員業績手当支給に係 5 佐賀県職員の初任給、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、昇格、	こついて 適用除外の認定等の状況 系る判断結果について こ係る判断結果につい 昇給等の基準に関する	て 現則の改正内容について				
H29. 4.24 (定例会)	則の一部改正について 3 公益的法人等への佐賀県職員の4 佐賀県職員の任用に関する規則 5 平成29年度佐賀県職員採用語(報告事項) 1 平成28年公委(審)第1号 2 平成29年職種別民間給与実施 3 公務員連絡会地方公務員部会等4 平成29年度佐賀県職員採用語	受託している地方公共に の派遣等に関する規則の 川の一部改正について 試験(大学卒業程度)の 事案に係る再反論書等の 悲調査の実施について 等からの要請書について 試験(行政特別枠)のの	団体の管理職員等の範囲を定める規 の一部改正について の実施要綱について の提出について				
H29. 5.11 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の任用に関する規則 2 採用選考取扱要領の一部改正に						
H29. 5.25 (定例会)	(議事事項) 1 平成28年公委(審)第1号 2 平成28年公委(審)第1号 (報告事項) 1 平成28年公委(審)第1号 2 地方公務員法及び地方自治法の 3 佐賀県職員採用試験に係る検討 4 平成28年度佐賀県職員採用試験にのいて	事案に係る求釈明につい 事案に係る証拠(書証 D一部を改正する法律に 対状況について) の認否について				

開催年月日	議案等	
H29. 6.12	(議事事項)	
(定例会)	1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について (1) 乙第24号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案) (2) 乙第25号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案) 2 平成29年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)実施要綱について 3 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 4 平成29年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者)実施要綱について(報告事項) 1 平成29年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2 平成29年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第一次選考実施要綱について 3 平成29年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について	7
H29. 6.29 (定例会)	(議事事項) 1 民間企業等職務経験者採用試験に基づき職員となった者の職務の級及び号給の決定等ついて 2 職員の採用選考について 3 口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について(報告事項) 1 平成28年公委(審)第1号事案に係る求釈明に対する回答等の提出について 2 平成29年職種別民間給与実態調査の完了について 3 佐賀県高等学校教職員組合の給与減額に係る給与等請求上告事件について 4 佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の採用予定者数の変更について 5 平成29年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 6 平成29年度佐賀県職員採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力のいて 7懲戒処分について	
H29. 7.13 (定例会)	(議事事項) 1 平成29年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠〕の最終合格者の決について 2 平成28年公委(審)第1号事案に係る口頭審理について(報告事項) 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について 2 平成29年度佐賀県警察官A特別採用試験の実施結果について 3 平成28年公委(審)第1号事案に係る証拠(書証)の認否について	定
H29. 7.27 (定例会)	(議事事項) 1 審査請求に係る受理決定の可否について (報告事項) 1 2017人事委員会勧告に向けた要求書について 2 教職員給与に関する要請書について 3 懲戒処分について	

開催年月日	議案等
H29.8.10 (定例会)	(議事事項)1 措置要求に係る受理決定の可否について(報告事項)1 人事院の給与勧告等について2 職員の給与等に関する報告資料の概要について
H29. 8.24 (定例会)	(議事事項) 1 研修又は表彰若しくは顕彰による昇給についての運用の一部改正について 2 平成29年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料(平成29年職種別民間給与実態調査)の概要について 2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 3 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題について 4 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 5 平成28年公委(審)第1号事案に係る準備書面、証拠説明書の提出について 6 平成28年公委(審)第1号事案に係る第1回口頭審理調書について 7 公文書開示請求について
H29. 9.15 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について (1) 乙第32号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案) 3 平成28年公委(審)第1号事案に係る審理終了の予告等について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(高教組、県職労・佐教組) 4 会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について 5 平成29年度佐賀県職員採用試験(民間企業等職務経験者及び高等学校卒業程度)の申込状況について 6 平成28年公委(審)第1号事案に係る証拠(書証)の認否について 7 平成28年公委(審)第1号事案に係る最終陳述書の提出について 8 平成29年(措)第1号事案に係る意見書の提出について
H29. 9.25 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 組織改正等に伴う関係規則等の改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 級別職務区分表の一部改正について (3) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について 3 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について (報告事項) 1 平成29年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について

開催年月日	議案等
H29.10.3 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について 4 昇給に係る評価期間等の承認について 5 平成28年公委(審)第1号事案に係る審理終了について 6 解雇予告除外認定について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について(県職労・佐教組) 2 佐賀県お仕事ガイダンス2017の開催について 3 懲戒処分について
H29.10. 6	(議事事項)
(臨時会)	1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
H29.10.30 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について (報告事項) 1 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 2 職員団体との勧告当日会見について 3 平成29年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について 4 平成29年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第2回)(第1次選考)の実施要綱について 5 平成29年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度:総合土木)における採用候補者名簿の採用予定者数の変更について 6 懲戒処分について
H29.11.13 (定例会)	(議事事項) 1 平成29年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について 2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 平成29年(措)第1号事案について

開催年月日	議	案	等				
H29.11.27	(議事事項)						
(定例会)	, ,	践員特殊勤務手当支給条例 践員の育児休業等に関する					
	(4) 乙第71号議案 佐賀県職	等休業に関する条例の一部を改正する条例(案) 案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)					
			部を改正する条例(案) 経験者(UJIターン枠))の最終				
		· 用試験(民間企業等職務)	経験者(社会人経験枠))の最終合				
	格者の決定について (報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に	・悶する取扱いについて					
	2 懲戒処分について	- (大) ブ る 4A]/XV 「(C ノV 「 C					
H29.12.15 (定例会)	(議事事項) 1 平成29年給与勧告及び給 について	ら与条例等改正に基づく人	事委員会規則等の一部改正及び廃止				
	(1) 期末手当及び勤勉手当に (2) 期末手当及び勤勉手当の (3) 初任給調整手当に関する	D運用についての一部改正	について				
	, ,	3規則第6条第3項の承認	についての一部改正について				
	(6) 佐賀県職員の給料その他 いて	也の給与支給規則附則第3	項の規定の運用についての廃止につ				
	2 佐賀県職員特殊勤務手当支 いて	持殊勤務手当支給条例の一部改正に基づく人事委員会規則等の一部改正につ					
	(1) 佐賀県職員特殊勤務手当						
	(2) 災害応急作業等手当の遺						
	3 佐賀県職員の自己啓発等休 (報告事項)	、美に関りる規則の一部改.	にに ソい (
	(報 古 争頃 <i>)</i> 1 平成 2 9 年度佐賀県警察官 	I B採用試験の実施結果に	ついて				
H29.12.25	(議事事項)						
(定例会)	1 佐賀県職員の初任給、昇格						
	2 復職時等における号給の調 3 復職時等における号給の調						
	3 複째時等におけるち編の調 4 昇給に係る基準期間の特例						
			団体の管理職員等の範囲を定める規				
	則の一部改正について	早事安について					
	6 平成28年公委(審)第1 (報告事項)	万争杀に ノい (
	1 公務員獣医師の処遇改善の)要請について					

開催年月日	議案等						
H30. 1.10	(報告事項)						
(定例会)	1 平成29年地方公務員給与実態調査結果等の概要について						
H30. 1.25	(議事事項)						
(定例会)	1 平成30年度佐賀県職員採用試験の実施計画について						
	2 平成30年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔行政特別枠・教育行政特別枠〕の						
	実施要綱について						
	(報告事項)						
	1 平成30年度佐賀県警察官A特別採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼に						
	ついて						
	2 平成30年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼につい						
	τ						
H30. 2. 8	(議事事項)						
(定例会)	1 職員の採用選考について						
	2 職員の転任協議について						
	3 解雇予告除外認定について						
	(報告事項)						
	1 懲戒処分について						
	2 一般職の任期付職員の選考の実施について						
H30. 2.26	(議事事項)						
(定例会)	1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について						
	(1) 乙第2号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(案)						
	(2) 乙第 11 号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を						
	改正する条例(案)						
	(3) 乙第 25 号議案 佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例(案)						
	2 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について						
	3 給料の調整額に関する規則の一部改正について						
	4 宿日直手当に関する規則の一部改正について						
	5 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規						
	則の一部改正について						
	(報告事項)						
	1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について						
	2 職員団体からの2018年民間給与実態調査等に関する申し入れについて						

開催年月日	議案等						
H30. 3.15	(議事事項)						
(定例会)	1 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について						
	(1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則						
	(2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則						
	(3) 級別職務区分表						
	2 職員の採用選考について						
	3 職員の転任協議について						
	4 一般任期付職員の採用承認について						
	5 一般任期付職員の任期更新承認について						
	6 人事委員会事務局職員の人事異動について						
	(報告事項)						
	1 懲戒処分について						
H30. 3.26	(議事事項)						
(定例会)	1 平成29年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について						
	(1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について						
	(2) 期末手当及び勤勉手当の運用通知の一部改正について						
	2 単身赴任手当の運用についての一部改正について						
	3 扶養手当の運用についての一部改正について						
	4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について						
	5 昭和49年及び昭和50年高教組事案等に係る不利益処分についての審査請求の棄却等						
	について						
	6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条の2第1項の人事委員会が別に定める公署						
	の変更について						
	7 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第20条第3項の規定に基づく						
	承認について						
	(報告事項)						
	1 平成29年度佐賀県職員採用試験の実施状況について						
	2 平成30年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考第一次選考実施要綱について						
	3 平成30年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について						

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案 番号	条 例 名	意見
H29.6.13	乙24	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例	異議ありません。
	乙25	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例	
H29.9.15	乙32	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例	異議ありません。
H29.11.28	乙48	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正す る条例	異議ありません。
	乙49	佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を 改正する条例	
	乙50	佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例及び佐 賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例	
	乙71	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	
	乙73	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条 例	
H30.2.26	乙2	佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改 正する条例	異議ありません。
	乙11	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当 支給条例の一部を改正する条例	
	乙25	佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する 条例	

業務の執行

公平審查事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、平成29年度に任命 権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

処 分	分	限	処	分		懲	戒 処	分	
任命権者	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事					2	3		1	6
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					1	2	1	1	5
警察本部長						1	1		2
計					3	6	2	2	13

2 勤務条件に関する措置要求 (受託団体関係分を除く)

(1)措置要求の処理状況

			年度中	平成 29 年度末
区分 	(H29.3.31) 係属件数	措置要求件数	処理件数	(H30.3.31) 係属件数
措置要求	0	1	1	0

(2) 平成29年度の処理結果

事案名	審査等の状況	
平成 29年(措)第1号事案	棄却 平成 29 年 11 月 13 日	

3 不利益処分についての審査請求 (受託団体関係分を除く)

(1)審査請求の処理状況(再審査請求を除く)

	□	, ,	平成 28 年度末	平成 29	平成 29 年度中			
	区分		(H29.3.31) 係属件数	審査請求件数	処理件数	(H30.3.31) 係属件数		
\triangle	降	糸	ì					
分限処分	降	任						
処	休	單	}					
ガ	免	單	}					
徵	戒	싇	13,957		7,233	6,724		
懲戒処分	減	糸						
処	停	單	}					
<u>ה</u>	免	單						
その	他 (伝任など)		1	1			
	合	計	13,957	1	7,234	6,724		

(2) 平成29年度審査の結果

事案名		審査等の状況
再任用辞退届承認処分事案	却下	平成 29 年 7 月 28 日

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から平成29年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

相談者の所属	相談内容		
知事部局	勤務条件関係(1件)		
和 事 라向	人事異動関係(1件)		
	勤務条件関係(3件)		
	人事異動関係(1件)		
教育委員会	任用関係(1件)		
	旅費関係(1件)		
計	8件		

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

平成 29 年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5 条第 1 項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

平成 29 年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、平成29年度はなかった。

(2) 告示の制定又は改正等

不利益処分についての審査請求に関する手続規程等の改正は、平成29年度はなかった。

職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正した。

規則番号	公 布	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
10	H29.3.31	H29.4.1	管理職員等の範 囲を定める規則 の一部を改正す る規則	【知事部局】
				(現地機関) ・博物館 統括副館長 ・九州陶磁文化館 統括副館長 ・名護屋城博物館 統括副館長 ・佐賀城本丸歴史館 館長、統括副館長 ・衛生薬業センター ウイルス課長 ・総合看護学院 事務長(学院長が非常勤である場合で、副学院長を総括補佐する場合に限る。) ・有田窯業大学校 校長 ・窯業技術センター 企画総務課長 ・農業技術防除センター 専門技術部長 ・家畜保健衛生所 総務課長(中部家畜保健衛生所に限る。) ・水産振興センター 副所長
				【人事委員会事務局】 ・公平審査又は給与勧告担当の主査、副主査及 び主事
				名称を変更した機関・職 【知事部局】 (本庁) ・事務局次長 次長
				(現地機関) ・有田窯業大学校 副校長 有田窯業大 学校 副校長(校長が非常勤である場合に 限る。)
				指定から除外した職 【知事部局】 (本庁) ・歯科医療総括監
				(現地機関) ・首都圏事務所 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長、副所長 ・自治修習所 副所長 ・九州陶磁文化館 副館長

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規	則	名	概 要
						 ・名護屋城博物館 副館長 ・佐賀城本丸歴史館 副館長 ・環境センター 副所長、総務課長 ・総合福祉センター 総務課長 ・地域生活リハビリセンター 副所長 ・農林事務所 総務課長 ・農業試験研究センター 総務課長 ・畜産試験場 総務課長 ・畜産試験場 総務課長 ・立木事務所 総務課長 ・ダム管理事務所 副所長 【教育委員会事務局】 (現地機関) ・教育センター 総務課長
						その他 備考を追加した。 備考 4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副 館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場 長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課 長」、「企画総務課長」、「総務企画課長」又は「専 門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務 を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院 長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、 ウイルス課長、企画総務課長、総務企画課長又は 専門技術部長をいう。

2 管理職員等の範囲一覧表

2 管埋職	員等の範囲一覧表	(平成 30 年 3 月 31 日現在)
		職員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 理事 事務局長 情報統括監 医療統括監 局長会計管理者 副部長 次長 政策総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 室長(行政経営室) 推進監副課長 副センター長 マネージャー 副室長(行政経営室) 秘書担当の係長(秘書課) 法制担当の係長(法務私学課) 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の係長(人事課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査、副主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は 給与勧告担当の主査、副主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限 る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長
	消防学校	校長
	自治修習所	所長
	公文書館	館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長 統括副館長
	名護屋城博物館	館長 統括副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長 統括副館長
	図書館	館長副館長
	環境センター	所長 (7) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	総合福祉センター 中央児童相談所	所長 副所長 所長
	地域生活リハビリセンター	所長
	電域主店りバこりセンター 衛生薬業センター	が
	□ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所長 副所長 総務課長
	ぶ日又及じノノ	777 区 田3777区 2003万0本区

機関		職員
九千部学園		園長 副園長 総務課長
虹の松原学園		園長 総務課長
総合看護学院		学院長 副学院長 事務長(学院長が非常勤である場合
		で、副学院長を総括補佐する場合に限る。)
精神保健福祉センター		所長
食肉衛生検査所		所長 副所長 総務課長
関西・中京事務所		所長
有田窯業大学校		校長 副校長(校長が非常勤である場合に限る。)
窯業技術センター		所長 副所長 企画総務課長
工業技術センター		所長 副所長
産業技術学院	:	学院長副学院長総務企画課長
農林事務所	Į.	所長 センター長 副所長
農業技術防除センター		所長 副所長 専門技術部長
上場営農センター		所長 副所長
農業試験研究センター 本	場	所長 副所長
93	}場 :	分場長
農業大学校	;	校長 副校長
果樹試験場	:	場長副場長
茶業試験場	:	場長
畜産試験場	:	場長副場長
家畜保健衛生所		所長 副所長 総務課長(中部家畜保健衛生所に限る。)
水産振興センター		所長 副所長
高等水産講習所		所長
林業試験場	:	場長
土木事務所		所長 副所長
ダム管理事務所		所長
有明海沿岸道路整備事務所	f l	所長 副所長
教育事務所本		所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管理主任 管理主事
支	5所 :	支所長 管理主任
教育センター		所長 副所長
県立学校	;	校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

- 備考 1 本庁の知事部局(出納局を含む)、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
 - 2 本庁の知事部局(出納局を含む。)の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。
 - 3 本庁の知事部局(出納局を含む。)の項中に規定する「マネージャー」とは、推進監の職務を 総括補佐するマネージャーをいう。

4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「企画総務課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、企画総務課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録(受託団体関係分を除く)

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

職員団体の名称	所 在 地	代表者	単位団体		登 録	H29 年度の
職員団体の名称	PI 1± 16	11、衣有	連合体の別	番号	年月日	登録事項
佐賀県職員労働	佐賀市城内一丁目	執行委員長	単位団体	1	\$41.10.12	H29.4.21
組合	1 番 59 号(県庁内)	井上 次人			(S26. 5.11)	役員の変更
佐賀県高等学校	佐賀市高木瀬町大	執行委員長	"	2	\$41.10.12	H29.11.29
教職員組合	字東高木 227-1	小林 信一			(S26.11.26)	規約の変更
	佐賀県教育会館					
佐賀県教職員	"	執行委員長	"	3	S41.10.12	H29.4.26
組合		古賀 政勝			(S26.10.26)	役員の変更
佐賀県教職員	武雄市武雄町昭和	執行委員長	"	6	S49. 6.26	H29.5.18
連合会	4-6	前田 一貴				役員の変更
	昭和天神ビル 201					H29.6.8
						規約の変更

(注)登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 71 号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)に基づく申請及び変更届は、平成29年度中はなかった。

任 用 事 務

1 採用試験

(1)平成29年度採用試験の概要

	計 解区分	士か妥験姿枚	平付期 期	日程・討	験内容	最終合格
	14河关区 刀	上は又談貝信	又门知问	1 次試験	2 次試験	発表日
大学卒業程度	行政(特別枠)	主な受験資格 平成4年4月2 日から平成8年 4月1日までに 生まれた人	受付期間 3月1日 ~ 3月30日	1 次試験 4月23日 佐賀大学・都道府県会館(東京都)・教養試験・語学資格保有加点	2次試験 5月25日~ 6月7日	発表日 7月14日
					・面接試験	

	±₩₽₽₩	十九亚睑次物	巫/+如88	日程・試	験内容	最終合格
	試験区分	主な受験資格	受付期間	1 次試験	2 次試験	発表日
	行政	〔保健師〕	5月8日	6月25日	7月17日	8月25日
	教育行政	昭和 63 年4月2	~ 26 日	佐賀大学	佐賀大学	
	警察事務	日から平成9年4		・教養試験	・論文試験	
	心理	月1日までに生ま		・専門試験	・適性検査	
	機械(知事)	れた人。免許(保		·語学資格保有加点	(面接試験の参	
	機械(警察)	健師免許)の取			考にするため)	
太	総合土木	得者又は平成 30				
大学卒業程度	建築	年8月 31 日まで			7月29日~	
業	化学	に取得見込みの			8月4日	
度	農政	人			庁内会議室	
	林業	〔その他の試験区			・面接試験	
	水産	分〕				
	保健師	昭和 63 年4月2				
	少年補導職員	日から平成8年4				
		月1日までに生ま				
		れた人				

	試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・詞	试験内容	最終合格
	ロル何欠 [二]	上る文献貝伯	文门规间	1 次試験	2 次試験	発表日
大学系	民間企業等職 務経験者 UJIターン 枠(行政)	昭和33年4月2 日以降に生まれた人 県外に本社を置く民間職務に が平成29年6月末日現在 で5年以上ある人	7月18日 ~ 8月18日	アピールシートによる書類選考	10月7日~9日 東横イン佐県会館 (東部の) ・面接試験 (最終試験) 11月3日 庁内面接試験 11月4日 庁内会議試験 11月会議験 11月会議験 11月会議験	11月28日
大学卒業程度	民間企業等職 務経験者 社会人経験枠 (行政)	昭和53年4月2 日以降に生まれた人	7月18日 ~ 8月18日	アピールシートによる書類選考	10月14日、15日 庁内会議室 ・面接試験 10月15日 庁内会議室 ・論文試験 【最終試験】 11月18日、19日 庁内会議室 ・プレッテーション試験	11月28日

	試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試	験内容	最終合格
	120mm/ E= 73	工场文档	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 次試験	2 次試験	発表日
高校卒業程度	行教警総林建電機 政育察合業 等合業 域械	平成8年4月2 日から平成12年 4月1日に 生まれた人 ただし、学校する 大学(短大を く。)を卒業した 人は除く。	8月7日~25日	9月24日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験(総合土 木、林業、建築、 電気、機械のみ)	10月17日 庁内会議室 ・作文試験 ・適性検査 (面接試験の参考 にするため) 10月24日、25日 庁内会議室 ・面接試験	11月14日

平成 26 年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2)平成29年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数(当初)	申込者数	1次 受験者数	1次	2次	2次	3次	最終合格	倍率
		XX(=1/0/		(A)	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	者数 (B)	(A/B)
大学 车 度	行政 (特別枠)	54	1,026	967	217	204	108	100	56	17.3

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1 次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A / B)
	行政	10	208	158	39	30	10	15.8
	教育行政	30	153	129	67	61	30	4.3
	警察事務	2	35	32	12	11	4	8.0
	心理	3	12	12	6	5	3	4.0
	機械(知事)	1	3	3	1	1	1	3.0
	機械(警察)	1	6	2	1	1	1	2.0
	総合土木	11	23	16	11	9	8	2.0
大 学	建築	5	9	9	5	5	5	1.8
大 学 業 度	化学	5	25	21	9	8	4	5.3
住 反	農政	14	48	40	20	20	14	2.9
	林業	3	9	6	3	3	3	2.0
	水産	2	15	13	6	6	3	4.3
	保健師	4	18	16	8	8	4	4.0
	少年補導職員	1	5	4	2	2	2	2.0
	計	92	569	461	190	170	92	5.0
	民間企業等職務経験者 (UJI ターン枠)	13	304	304	100	92	13	23.4
	民間企業等職務経験者 (社会人経験枠)	5	80	80	20	15	5	16.0
	計	18	384	384	120	107	18	21.3
	行政	6	70	61	19	18	6	10.2
	教育行政	6	58	55	18	16	6	9.2
	警察事務	1	28	28	7	7	2	14.0
高校	総合土木	5	20	18	10	8	6	3.0
高 校業程	林業	2	11	5	2	2	2	2.5
任及	建築	3	6	5	3	3	3	1.7
	電気	1	2	2	1	1	1	2.0
	機械	1	1	1	1	1	1	1.0
	計	25	196	175	61	56	27	6.5
県職員部	合計(特別枠含む)	189	2,175	1,987	588	537	193	10.3

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3)採用試験の過去の実施状況(平成25~29年度)

年度 25								26						27					
\	\	申	受	_	最	競	採	申	受	_	最	競	採	申	受	_	最	競	採
	項目			次	終	争				次	終	争				次	終	争	
		込	験	合	合	率	用	込	験	合	合	率	用	込	験	合	合	率	用
		7	者	格	格	A/B	,,,	~	者	I 格	格	A/B	, 13	2	者	格	格	A/B	, 13
į	試験区分 \	+>			者、		+	+~			者、		+2	+>			者、		+-/
		者	(A)	者	(B)	倍	者	者	(A)	者	(B)	倍	者	者	(A)	者	(B)	倍	者
	行 政	483	345	44	25	13.8	21	476	358	41	25	14.3	20	373	287	50	25	11.5	13
	教育行政																		
	警察事務	80	58	9	7	8.3	4	62	43	17	10	4.3	8	50	36	9	6	6.0	3
	心理																		
	心理(警察)																		
	電気	16	13	5	2	6.5	2	22	16	6	2	8.0	2						
	電気(警察)																		
	機械(知事)																		
	機械(警察)																		
	総合土木	45	32	16	8	4.0	6	37	28	13	10	2.8	9	57	32	16	11	2.9	11
	建築	18	11	6	4	2.8	4	12	9	5	3	3.0	3	10	9	3	2	4.5	2
大	化学	31	26	3	1	26.0	1	26	21	3	1	21.0	1	24	14	6	2	7.0	2
	化学(警察)																		
学	農政	56	46	13	4	11.5	4	67	55	27	10	5.5	10	56	43	12	6	7.2	6
卒	林 業	9	6	3	3	2.0	3	12	7	3	3	2.3	3	8	4	1	1	4.0	1
'	水 産	17	12	5	2	6.0	2	11	9	4	2	4.5	2	16	10	4	2	5.0	2
業	薬 剤 師	2	2	2	2	1.0	1	5	2	2	2	1.0	2	6	6	3	3	2.0	3
	保 健 師	30	28	10	4	7.0	4	46	41	16	7	5.9	6	15	14	6	2	7.0	2
程	保健師(警察)	5	4	2	2	2.0	1												
度	管理栄養士	46	41	3	1	41.0	1												
	少年補導職員	14	13	5	4	3.3	1												
	小計	852	637	126	69	9.2	55	776	589	137	75	7.9	66	615	455	110	60	7.6	45
	民間企業経験者 (UJIターン枠)																		
	民間企業経験者																		
	(社会人経験枠) 民間企業経験者	732	732	38	21	34.9	20	471	471	101	23	20.5	18	389	389	103	20	19.5	18
	(行政)	. 02	. 02					14	14	9	3	4.7	2	18	18	9	3	6.0	2
	(建築) 民間企業経験者							14	14		3	7.1		3	3	3	2	1.5	2
	(薬剤師) □・□ターン型	16	16	3	1	16.0	1	16	16	3	2	8.0	2	13	13	6	2	6.5	2
	JICA ボランティア U ・ I タ - ン 型	10	וט	3	, I	10.0	ı	10	10	3		0.0							
	地域おこし協力隊		4 0:-			00.						4.5 .		1	1	1	0	-	
	(特別枠)	1,118		97	39	26.1		1,020	897	161	47	19.1			1,144		63	18.2	40
	大 卒 合 計	2,718	2,403	264	130	18.5	100	2,297	1,987	411	150	13.2	123	2,264	2,023	483	150	13.5	109

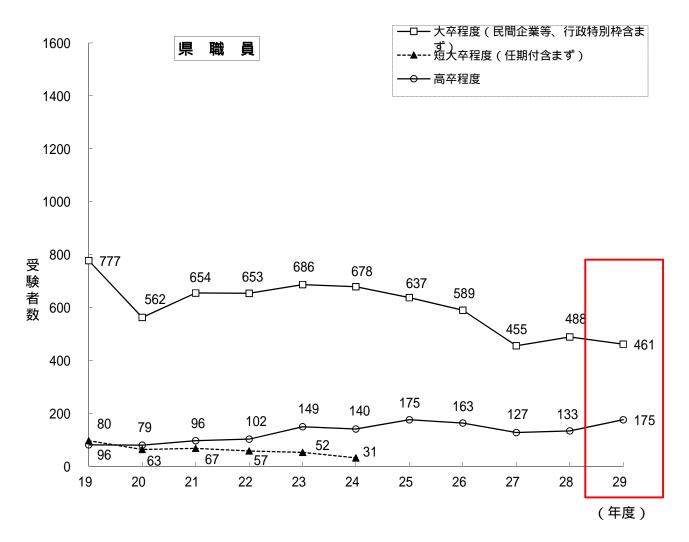
		28	8					29	9			
申	受	_	最	競	採	申	受	_	最	競	採	
	FA	次	終	争			FA	次	終	争		/#. **
込	験	合	合	率	用	込	験	合	合	率	用	備考
	者	格	格式	A/B			者	格	格式	A/B		
者	(A)	者	者 (B)	倍	者	者	(A)	者	者 (B)	倍	者	
413	314	90	38	8.3	32	208	158	39	10	15.8	8	行政
						153	129	67	30	4.3	24	教育行政
50	38	12	4	9.5	2	35	32	12	4	8.0	2	警事
						12	12	6	3	4.0	3	心理
												心(警)
												電気
												電(警)
8	6	3	2	3.0	2	3	3	1	1	3.0	1	機械
						6	2	1	1	2.0	1	機(警)
35	28	14	8	3.5	8	23	16	11	8	2.0	8	総合土木
2	2	2	1	2.0	0	9	9	5	5	1.8	5	建築
						25	21	9	4	5.3	4	化学
												化(警)
54	44	23	15	2.9	15	48	40	20	14	2.9	14	農政
						9	6	3	3	2.0	3	林業
16	14	6	4	3.5	4	15	13	6	3	4.3	3	水産
6	5	3	1	5.0	1							薬剤
10	10	3	1	10.0	1	18	16	8	4	4.0	4	保健
												保(警)
28	24	6	2	12.0	2							栄養
4	3	1	0	-	0	5	4	2	2	2.0	1	少補
626	488	163	76	6.4	67	569	461	190	92	5.0	81	小計
						304	304	100	13	23.4	12	UJI
						80	80	20	5	16.0	3	
400	400	100	17	23.5	14							U・I 行政
												U・I 建築
												U・I 薬剤
15	15	6	1	15.0	1							JICA
3	3	3	1	3.0	1							地 域 おこし
1,242	1,176	256	64	18.4	43	1,026	967	217	56	17.3	32	行特
2,286	2,082	528	159	13.1	126	1,979	1,812	527	166	10.9	128	大卒計

	_	_	年	度			25	5					20	6					27	7		
\	\				申	受	_	最	競	採	申	受	_	最	競	採	申	受	_	最	競	採
		項	目				次	終	争				次	終	争				次	終	争	
					込	験	合	合	率	用	込	験	合	合	率	用	2 λ	験	合	合	率	用
		\			1/2	+		格		т	1/2	+ /		格		т	込	+		格		т
ı	試験	区分				者	格	者	A/B			者	格	者	A/B			者	格	者	A/B	
					者	(A)	者	(B)	倍	者	者	(A)	者	(B)	倍	者	者	(A)	者	(B)	倍	者
短士	学材	交栄	養職	員																		
大卒業程			査 技																			
業程	任 (期 作 と活力	寸 職 旨導員	員 (]																		
度	短	大	卒	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0
	行			政	129	98	17	5	19.6	5	101	85	18	5	17.0	4	73	63	16	5	12.6	4
	教	育	行	政																		
	警	察	事	務	73	64	10	7	9.1	5	61	57	21	11	5.2	7	53	47	12	8	5.9	3
	電			気																		
高校	総	合	土	木	8	8	3	2	4.0	1	18	15	9	6	2.5	4	19	17	7	6	2.8	2
卒	機			械																		
高校卒業程度	林			業	10	5	3	1	5.0	1	10	6	3	1	6.0	1						
度	建			築																		
	電			気																		
	機			械																		
	高	Z	ጆ	計	220	175	33	15	11.7	12	190	163	51	23	7.1	16	145	127	35	19	6.7	9
		職員			2,938		297	145	17.8		2,487		462	173				2,150		169	12.7	
		官A	〔第1回		195	149	81	40	3.7	24	_,	_,					_,	_,				
			<u>性</u> 〔第1回		46	24	9	4	6.0	3												
	警察	ミ官A	性 〔第2回]]	332	202	66	33		14												
) 一 〔第2回																			
警		て 性) —		57	34	9	4	8.5	2												
察	武道	直指導 1	拿(柔) '	道)	2	2	2	2	1.0	2												
官		111	拿(剣: 3(男:		4	4	3	2	2.0	2	半成2	26年度か	ら、警	終官の	採用試	検は佐	賀県警察	客本部に	おいて	実施し	ている	
	_			般	414	281	76	38	7.4	27												
	音多		3 (女)	般	124	87	9	5	17.4	1												
	武道		拿(柔)	道)	2	2	1	1	2.0	1												
	武道	/ 鱼指導	, 拿(剣)	道)	2	2	0	0	-	0												
	警察官計 1,178 787 256 129 6.1								76													

		28	8					29	9			
申	受	_	最	競	採	申	受		最	競	採	
		次	終	争				次	終	争		***
込	験	合	合	率	用	込	験	合	合	率	用	備考
	者	格	格	A/B			者	格	格	A/B		
者	(A)	者	者 (B)	倍	者	者	(A)	者	者 (B)	倍	者	
	,		,				, ,	- 1	,	·i-		学栄
												臨検
												任期
0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	短卒計
86	66	18	5	13.2	3	70	61	19	6	10.2	5	行政
						58	55	18	6	9.2	3	教育行政
48	39	15	7	5.6	3	28	28	7	2	14.0	2	警事
												電気
29	28	13	6	4.7	3	20	18	10	6	3.0	5	総土
												機械
						11	5	2	2	2.5	2	林業
						6	5	3	3	1.7	3	建築
						2	2	1	1	2.0	1	電気
						1	1	1	1	1.0	1	機械
163	133	46	18	7.4	9	196	175	61	27	6.5	22	高卒計
2,449	2,215	574	177	12.5	135	2,175	1,987	588	193	10.3	150	県計
												警A(1) 男
												警A(1) 女
												警A(2) 男一般
												警A(2) 女一般
												警A(2) 柔道
平成2	26年度か	ら、警	察官の	採用試賜	負は佐	賀県警察	と 本部に	おいて	実施し	ている		警A(2)
												剣道 警B男
												一般 警B女
												一般 警B
												柔道 警B
												剣道
												警計

(4)受験者数の推移(平成19~29年度)

(人)



2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制 上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適 性を客観的に判定する方法により行っている。

[採用選考職]

特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨 床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官

身体障害者をもって充てる職

なお、任命権者から採用選考請求があったもので、人事委員会が合格通知をした 平成 29 年度の採用選考合格者数(国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選 考を含む。) は、次表のとおりである。

(ア)採用選考の状況 ((イ)を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項									小計						
	1号 3号				5号			8号						計		
任用等級	知 事	教 委	警察	知 事	教委	警察	知 事	教委	警察	知 事	教 委	警察	知 事	教 委	警察	пΙ
部長級													0	0	0	0
副部長級	1												1	0	0	1
課長級	2										2		2	2	0	4
副課長級										1	2		1	2	0	3
係長級	1		1				2			9	6		12	6	1	19
主事級	5									35	4	1	40	4	1	45
警視級						1							0	0	1	1
警部級						5							0	0	5	5
警部補級						4							0	0	4	4
巡査部長級						3							0	0	3	3
巡査級						2							0	0	2	2
合計	9	0	1	0	0	15	2	0	0	45	14	1	56	14	17	87

- 1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 8号 競争試験によることが不適当な職への採用

〔イ)身体障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

·第1次選考 平成29年9月17日(日) 教養試験 申込者2名 受験者2名 第1次選考合格者2名

【2回目】

・第1次選考 平成30年1月21日(日) 教養試験 申込者2名 受験者1名 第1次選考合格者1名 平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している。 参考 第2次選考(作文試験、面接試験)

【1回目】 受験者2名 最終合格者なし

【2回目】 最終合格者なし

3 昇任選考

平成28年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしており、一般的には経歴、学歴、技能又は免許等により、若しくは必要に応じて競争試験に準じた転任試験を行い、その適否を判断している。平成29年度、転任協議に同意した件数は、知事部局2件、教育委員会16件、警察本部3件の合計21件であった。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において、派遣先団体の指定を 行っている。

(平成30年3月31日現在)

(1)在職派遣の状況

区分	在職派遣(条例()第2条第1項)						
該当条項	1号[一般社団法人、	2号[一般地方独	3号〔政令指	4号[その他	計		
	一般財団法人〕	立行政法人〕	定法人〕	法人〕			
団体数	10	1	9	6	26		

(2)退職派遣の状況

区分	退職派遣(条例()第 11 条第 1 項)				
該当条項	1号	2号	計		
双 3 示块	〔県出資 25%以上法人〕	[県の事務と密接に関連した法人]			
法人数	1	1	2		

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規則名	概 要
15	H29.4.28	H29.4.28	佐賀県職員の任用 に関する規則の一 部を改正する規則	大学卒業程度の職員採用試験の区分に教育行政を新設したことに伴う改正及び一の市町の県費負担事務職員を免職し、選考により採用する場合、昇任の有無にかかわらず選考に合格したものとみなすことに伴う改正
16	H29.4.28	H29.4.28	公益的法人等への 佐賀県職員の派遣 等に関する規則の 一部を改正する規 則	派遣先団体としている法人の名称変更に伴う改正
18	H29.5.19	H29.5.19	佐賀県職員の任用 に関する規則の一 部を改正する規則	薬剤師の採用を競争試験から選考による採用とすることに伴う改正
19	H29.6.27	H29.6.27	佐賀県職員の任用 に関する規則の一 部を改正する規則	高等学校卒業程度の職員採用試験の 区分に教育行政を新設したことに伴 う改正

給 与 事 務

職員の給与を検討するため、平成29年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与 比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、平成29年10月6日、県議会及び 知事に対し、次のとおり職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告〔給与について〕

(1)職員の給与等

平成 29 年 4 月における在職者は 12,311 人である。これら職員の平均年齢 43 歳 6 月、男女別構成は 男 61.1%、女 38.9%、学歴別構成は大学卒 81.8%、短大卒 5.8%、高校卒 12.4%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

	1-1/2-1 11 11/2-2			
項目	年月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	
職員	数	3,356人	3,343人	
平均:	年 齢	42 歳11月	43 歳2月	
平均経馬		20 年10月	21 年1月	
	大 学 卒	72.5 %	71.8 %	
 学歴別構成比	短 大 卒	3.9 %	4.0 %	
子座列 伸 观儿	高 校 卒	23.6 %	24.3 %	
	中学卒		-	
男女別構成比	男	71.9 %	73.1 %	
力头別惧风儿	女	28.1 %	26.9 %	

また、平成29年4月現在における給与(基準内給与)の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	333,466 円	775 円	- 円	11,007円	585 円	345,833 円
全職員	350,483 円	1,421円	7,297円	10,021 円	225 円	369,447 円

(2)職員の給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の平成29年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与と民間給与を比較した場合は、職員の給与が民間給与を1人 当たり平均151円(0.04%)下回っていた。

民 間 給 与(A)	職 員 給 与(B)	較 差(A-B)
361,321 円	361,170 円	151 円 (0.04%)

イ 特別給

平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額の 4.38 月分に相当している。

(3)職員と国家公務員との比較

総務省の平成 28 年地方公務員給与実態調査(平成 28 年 4 月 1 日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を 100 とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は 100.5 であった。

なお、平成29年4月1日時点でのラスパイレス指数については、平成29年の国家公務員給与等実態調査及び職員給与実態調査の結果において、平成28年から大きな状況の変化は見られないこと等から、引き続き職員が国家公務員を上回る状況となることが考えられた。

(4)職員の給与について

ア 平成 29 年の職員の給与

月例給については、平成 29 年4月時点で比較を行った結果、民間給与を下回っているものの、その較差は極めて小さくなっている。また、国家公務員との比較においても、平成 28 年4月1日時点でのラスパイレス指数が 100.5 であり、平成 29 年4月1日時点においても、引き続き職員が国家公務員を上回ることが考えられる。

このため、平成29年は月例給の改定を見送ることが適切であると判断した。

ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため、国の俸給表に準じて改定を行う必要があると判断した。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.08 月下回っていた。このため、平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を 0.1 月分引き上げる必要があると判断した。

(ア)給料表

(医療職給料表(一))

医師及び歯科医師の処遇を確保するため、国の俸給表に準じた改定とし、平成 29 年 4 月に遡及して実施する必要がある。

(イ)初任給調整手当

人事院は、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、引き上げる旨の勧告を行った ところである。

本県における医師及び歯科医師の初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするため初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表(一)の改定に合わせて支給額を改定してきている。平成 29 年は同給料表について、国の俸給表に準じた改定を行うことから、同手当についても所要の改定を行うこととし、平成 29 年4月に遡及して実施する必要がある。

(ウ)期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、平成28年8月から平成29年7月までの1年間において民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、年間4.40月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、平成29年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、 同様に支給月数を引き上げる必要がある。

イ 教職員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

平成 30 年度の文部科学省予算概算要求においては、管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の 支給率改善)及び部活動手当の支給要件の見直しの方針が示されている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある教員給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

ウ 職務・職責に応じた給与の推進

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、いわゆる「職務給の原則」が 求められている。

この原則の一層の徹底を図るため、平成 28 年 4 月に改正された地方公務員法では、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を給与条例に定めるとともに、等級等ごとの職員数の公表を行うこととされた。

これを契機として、給料表の構造をより職務・職責に応じたものとする見直しを行っている団体 も見受けられるところである。

本委員会においても、任命権者と協議しながら、本県の実情に即した職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築するため、給料表の在り方について検討していく必要がある。

エ 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度(給料表の構造や手当の種類・内容等)は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生

計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の 水準との均衡を図ることを基本としている。

平成29年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、医療職給料表(一)以外の月例給については改定を見送り、特別給は引き上げることが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割にご理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めてもらいたい。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

			本 県						国			
年		人事委員	員会勧告		実施	内容			院勧告		実施	内容
度	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
19	10.9	0.17 (646)	0.16 (629)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.35 (1,352)	0.35	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
20	10.10	0.02 (87) 4.24 (15,473)	- (-)	-	-	-	8.11	0.04 (136)	-	-	-	-
21	10.6	0.21 (797) 4.00 (14,528)	0.20	12.1	勧告 どおり	一部を 除き 勧告 どおり	8.11	0.22	0.22	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
22	10.5	0.29 (1,076) 3.52 (12,723)	0.27	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.10	0.19 (757)	0.19	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり
23	10.24	0.30 (1,120)	0.28 (1,082)	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	9.30	0.23	0.23	12.1	勧告 どおり	勧告と 異なる
24	10.12	0.03	- (-)	-	-	-	8.8	0.07 (273) 7.67 (28,610)	-	-	-	-
25	10.11	0.08 (286) 8.04 (27,413)	- (-)	1	1	-	8.8	0.02 (76) 7.78 (29,282)	-	-	-	-
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
28	10.11	0.06	0.065	12.1	勧告 どおり	勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり
29	10.6	0.04	- (-)	-	-	-	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1	勧告 どおり	勧告 どおり

⁽注1) 平成20年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

⁽注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

										1 1 ./3 .	H-7014 /
給料	年度表	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	全	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
=	±	13,580	13,486	12,940	12,842	12,828	12,430	12,394	12,424	12,331	12,311
行	政	3,589	3,502	3,446	3,394	3,409	3,350	3,335	3,368	3,343	3,356
公	安	1,635	1,629	1,629	1,639	1,631	1,615	1,622	1,643	1,646	1,674
研	究	173	175	172	165	165	162	158	159	155	156
医((-)	84	92	11	13	12	7	6	7	8	7
医((-)	314	304	265	255	236	198	196	193	189	180
医((Ξ)	448	451	104	101	97	89	88	81	87	83
高	校	2,470	2,463	2,462	2,446	2,455	2,343	2,328	2,327	2,298	2,264
中	・小	4,867	4,870	4,851	4,829	4,823	4,666	4,661	4,646	4,605	4,591

(参考3)

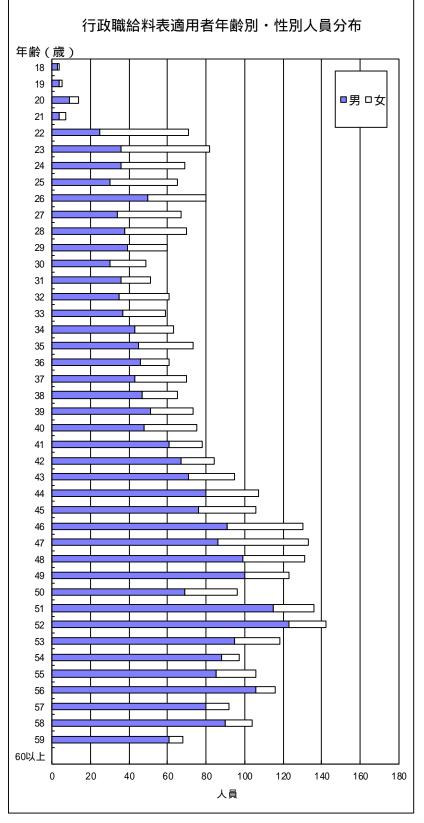
職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

(平成29年4月1日現在)

						1770 20 1 17	
区分	平均年齢		学 歴 別 人	員 構 成 比		男女別人	員構成比
給料表	(歳・月)	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	43 • 6	81.8%	5.8%	12.4%	0.0%	61.1%	38.9%
行 政	42 · 11	72.5	3.9	23.6		71.9	28.1
公 安	37 · 9	54.0	5.0	40.9	0.1	91.9	8.1
研究	43 • 4	97.4	2.6			80.8	19.2
医(一)	50 · 10	100.0				100.0	
医(二)	44 · 7	83.9	16.1			55.0	45.0
医(三)	44 • 2	91.6	8.4				100.0
高校	44 · 7	92.0	5.7	2.4		56.4	43.6
中・小	45 · 5	92.8	7.2			44.8	55.2

(参考4) 行政職給料表別性別、年齢別人員分布(平成29年4月1日現在)

性別			
年齢	男	女	計
歳	人	人	人
18	3 4	1	4
19		1	5
20	9	5	4 5 14 7
21	4	3	
22	25	46 46	71
23	36	46	82
24 25	36 30	33 35	69 65
26	50	30	80
27	34	33	67
28	38	32	70
29	39	21	60
30	30	19	49
31	36	15	51
32	35	26	61
33	37	22	59
34	43	20	63
35	45	28	73
36	46	15	61
37	43	27	70
38	47	18	65
39	51	22	73
40	48	27	75
41	61	17	78
42	67	17	84
43	71	24	95
44	80	27	107
45	76	30	106
46	91	39	130
47	86	47	133
48	99	32	131
49 50	100	23	123
50	69	27	96
51 52	115	21 19	136
52 53	123 95	23	142 118
54	88	9	97
54 55	85	21	106
56	106	10	116
57	80	12	92
58	90	14	104
59	61	7	68
60以上	0	0	0
計	2,412	944	3,356



2 職員の給与等に関する報告〔公務運営について〕

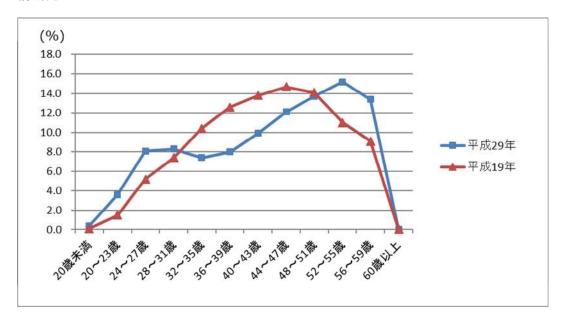
(1) 多彩で優秀な人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

これまで本委員会では、多彩で優秀な人材を確保するため、UJIターン志望者等を対象とした 民間企業等職務経験者試験、民間企業への就職志望者を対象として試験内容を民間に準じたものと した行政特別枠試験など、多様な採用試験を実施してきた。

しかし、現在、本県においては、40 歳以上の職員が全体の約 64%を占めており、当分の間多くの職員が定年を迎えることとなっている。さらに、人口減少社会の中で若年層人口の減少が見込まれることも考え併せると、職員採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

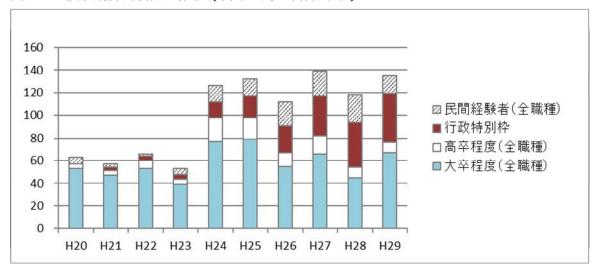
図表 1 年齢別職員構成(各年4月1日現在) 構成比



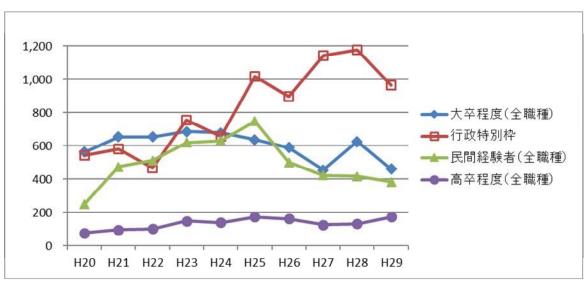
職員数 (単位:人)

	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	
区分		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
平成 19 年	17	203	715	1,017	1,419	1,721	1,888	2,015	1,934	1,510	1,240	0	13,679
平成 29 年	48	443	993	1,019	907	984	1,219	1,485	1,685	1,875	1,653	0	12,311

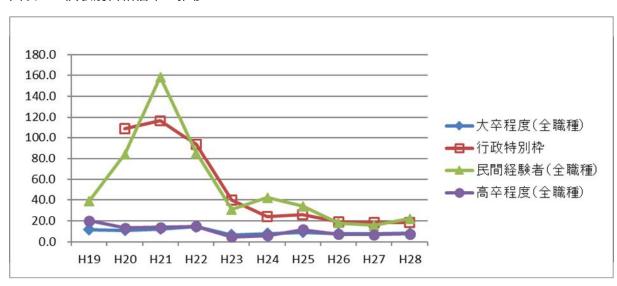
図表 2 試験別採用者数の推移(各年4月1日採用分)



図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



このため、本委員会としては、任命権者が求める人物像に合った意欲的な人材をより多く獲得できるよう、先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用した情報発信など募集・広報活動の充実に取り組むこととしている。

また、人材の確保とともに育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力の開発・向上を図る研修等を実施するとともに、特に、民間企業等職務経験者試験採用者については、 採用後のキャリア形成を視野に入れた育成に努めていく必要がある。

近年、学校現場においては、これまで教員が中心となって担ってきた業務や課題について、事務職員やスクールカウンセラー等の専門スタッフがそれぞれの専門性を発揮し、分担又は連携・協力して対応する体制の構築に取り組まれている。

その取組の一つとして、事務職員の活用を図るため、平成 29 年 4 月に学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)等の改正により事務職員の職務が見直され、事務職員が学校運営に参画すべき役割を持つことが法令上明確にされた。

こうした中、本県においては、平成 29 年度から「学校や教育委員会事務局における企画立案等の業務」を主な職務とする事務職員の採用試験区分として「教育行政」を新設した。今後、教育委員会においては、事務職員について育成を図るとともに、これまで採用した事務職員が就いていなかったポストへの積極的な配置等により、職域拡大を図る等の必要がある。

イ 女性職員の登用

平成 29 年 4 月における本県の職員(臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。)に占める女性職員の割合は 38.9%となっている(38 頁(参考 3)参照)。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき策定された 佐賀県特定事業主行動計画においては、その対象となる職員について、平成32年度までに課長級 以上に占める女性職員の割合を12%以上とするよう数値目標を設定している。

本県の管理職員に占める女性職員の割合は平成29年4月現在で9.8%であり、九州各県の中では福岡県(10.0%)に次いで高い水準にある。各任命権者においては、女性職員向けキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー等に取り組んでいるが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に活用されるよう、キャリア形成の支援や人材育成に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

なお、近年の本県の職員採用試験のうち大学卒業程度試験及び行政特別枠試験における最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移している。この傾向は継続すると見込まれることから、本委員会はもとより各任命権者においては、女性職員の出産や育児に伴う公務運営の在り方について検討していく必要がある。

150 60.0 125 55.0 71 54.3 58 59 100 50.0 75 **一**女性 48.0 48.0 49.1 47.5 □□ 男性 75 45.0 53 ■ 女性の割合 40.0 50 77 64 64 65 55 25 35.0 0 30.0 H25 H26 H27 H28 H29

図表 5 大学卒業程度試験及び行政特別枠試験の最終合格者における女性の割合

ウ 臨時・非常勤職員の任用等

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の新たな任用の枠組みとなる会計年度任用職員の任用等について定めるため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部が改正され、平成32年4月1日に施行されることとなった。

今後、平成32年4月に向け、任命権者においては、本県の臨時・非常勤職員の実態及び改正法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の任用等の在り方を検討し、適切に対応していく必要がある。

(2)能力・実績に基づく人事評価制度の活用

地方公務員法の改正により平成 28 年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする新たな人事評価制度が導入された。

これまで任命権者においては、制度設計、関係規程の整備、制度の試行等を進め、具体的な制度の運用に取り組んできたが、平成 28 年度、人事評価の導入が全任命権者において完了したところである。

改正された地方公務員法においては、職員の人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。

各任命権者は、苦情対応の仕組みを適切に運用しながら、制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくとともに、今後はさらに人事評価の結果を人事管理の基礎として適切に活用していくことが必要である。

(3)勤務環境の整備

職員一人ひとりが健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、 勤務環境の整備が重要である。

ア 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

(ア)時間外勤務等の縮減(教育職員を除く。)

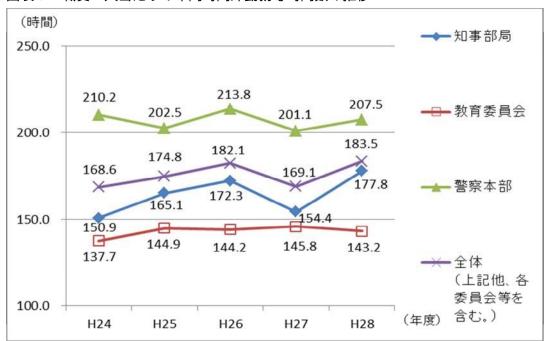
恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影

響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも関わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務(以下「時間外勤務等」という。)の縮減の必要性を指摘してきた。

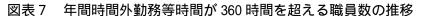
これを受け、各任命権者においては、それぞれの状況に応じて、時間外勤務等の縮減のため、 ノー残業デーや原則定時退庁を前提とした朝型勤務の徹底等の取組を進めてきた。

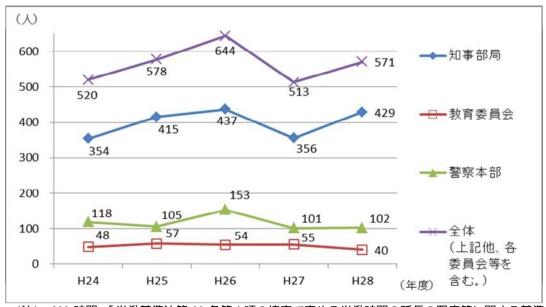
しかし、平成 28 年度における職員一人当たりの年間時間外勤務等の時間は、熊本地震被災者 支援や不正アクセス問題への対応が発生したこと等から、全体として 183.5 時間と、平成 27 年度 (169.1 時間) に比べ増加している (図表 6 参照)

また、年間の時間外勤務等の時間が 360 時間を超えた職員も全体で 571 人と、平成 27 年度の 513 人から増加している(図表7参照)。



図表6 職員一人当たりの年間時間外勤務等時間数の推移





(注) 360 時間:「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平 10.12.28 労働省告示)」に定める 1 年間当たりの限度時間

このため、本県では、時間外勤務縮減を目的とした1人1台パソコンへのポップアップメッセージの配信や超過勤務の内容や予定時間を確認し、必要性の確認や段取りの指示を行うための事前命令・事後確認の徹底、原則 22 時以降の時間外勤務をしない等の退庁時間の設定、長時間の時間外勤務者に対する所属長面談や当該所属長に対する部局長面談等の新たな取組を始めた。

任命権者においては、まずはこれらの時間外勤務等の縮減の取組を継続しながら、自らが強力なリーダーシップを一層発揮し、管理職員に対する意識改革、業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

なお、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 36 条の適用がある事業所においては、長時間 労働を抑制するため、時間外労働や休日労働を行う場合、同条に基づく労使協定(以下「36 協定」 という。)を締結し、労働時間の延長の限度を定めなければならないとされている。平成 29 年 4 月 1 日現在、対象となっている 95 事業所(知事部局 44、教育委員会 49、警察本部 2)について は、全てにおいて 36 協定が締結されているところである。

(イ)学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

文部科学省教員勤務実態調査(平成 28 年度)等において、学校現場における教育職員の長時間労働が常態化していることが指摘されている。

これを受け、平成 29 年6月には文部科学省から都道府県教育委員会へ、全国の学校の業務改善のための取組状況を伝えるとともに、業務改善方針の策定や勤務時間の適正把握、労働安全衛生管理体制の整備、部活動の適切な運営に努めながら、学校現場において業務改善の取組を徹底するよう通知がなされた。さらに、平成 29 年8月には中央教育審議会から、学校における働き方改革に係る緊急提言が行われている。

県教育委員会においては、市町教育委員会からの意見を聴取したうえで、長時間勤務の縮減に向けた指針となる「学校現場の業務改善計画」を平成 29 年 9 月に策定したが、その他、これまで教育職員が主となって取り組んできた校納金徴収のような業務を事務職員が担うなどの業務の見直しや、現在全公立中学校で週 1 回設定されている部活動の休養日の増加等を検討しているところである。

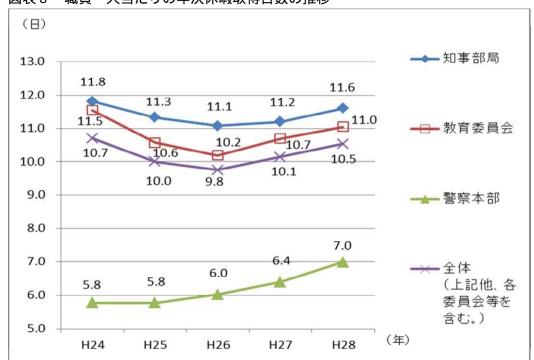
今後とも、教育職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、上記の通知等を踏まえなが ら、引き続き市町教育委員会と連携し、学校現場の多忙化解消に取り組む必要がある。

(ウ)年次休暇の取得促進

平成 28 年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、10.5 日となっており、平成 27 年 (10.1日) に比べ増加した(図表 8 参照)。

年次休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある 生活の実現にも資するという趣旨から与えられるものである。

任命権者においては、夏季や連休に合わせた年次休暇の計画的な取得を促進するほか、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりなどに引き続き取り組む必要がある。



図表8 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移

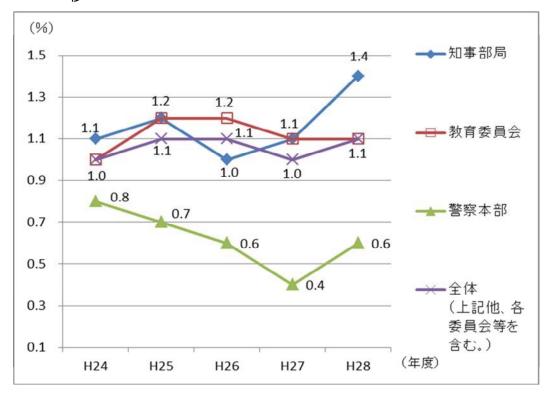
イ 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断、健康診断事後 指導、カウンセリング等様々な取組が実施され、その内容の充実も図られてきた。

平成 28 年度における 30 日以上の長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の 1.1% (133 人)であり、平成 27 年度 (1.0%)と比べて若干増加しているものの、ここ数年は全職員の 1.0%前後で推移している(図表 9 参照)。なお、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由とした者の割合は、それぞれ 47.3%、70.4%にのぼる。

心の健康づくりについては、メンタルヘルス不調の予防や早期発見、早期対応に取り組むことが 重要である。任命権者においては、ストレスチェックを確実に実施し、職員に自身のストレスの状 況について気づきを促し、メンタル不調となることを未然に防止するとともに、結果を集団的に分 析し、職場環境の改善につなげていく必要がある。

図表 9 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推 移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づき、週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、事業者は、本人の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。

本県の平成 28 年度の状況をみると、所定労働時間を超えて月 100 時間以上の労働を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で 99.1%、警察本部で 55.3%となっており、平成 27 年度に比べ増加している。一方、教育委員会については、面接指導のための時間確保が容易でない等、学校現場ならではの要因もあるものの、希望者全員が面接指導を受けているとはいえ、その割合は 8.6%と依然として他の任命権者に比べ著しく低い状況である。

任命権者においては、まずは、長時間労働者が面接指導を受けやすい環境を整備するとともに、 相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催など安全衛生管理の充実にこれまで以上に取り組む必要がある。

特に管理職員においては、部下の健康管理も重要な職務であることに十分留意して、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、不調者を見逃さないように努め、不調者を発見した場合には速やかに、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応していく必要がある。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発をより一層推進していくことが 重要である。

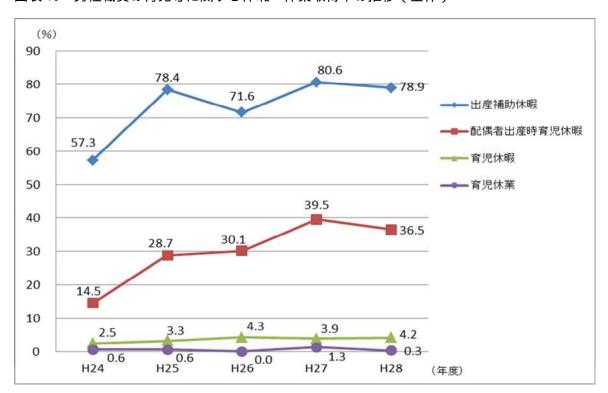
任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、その充実

を図ってきたところであり、特に、知事部局においては、ICTを活用した在宅勤務やサテライト オフィス勤務等を推進するとともに、育休期間中・復帰後における代替職員の配置措置を講じている。

また、任命権者においては男性職員の育児参加に向け、育児等に関する休暇・休業の取得を促しているところであるが、平成 28 年度における取得率は、全体では、出産補助休暇については 78.9% (平成 27 年度 80.6%) 配偶者出産時育児休暇については 36.5%(同 39.5%)と平成 27 年度に比べてやや減少している。一方、育児休暇や育児休業については、それぞれ 4.2%(平成 27 年度 3.9%) 0.3%(同 1.3%)にとどまっている。

なお、知事部局においては、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指して、所属 長による子育て応援プログラムを実施していることから、その取得率は、それぞれ 88.5% (平成 27 年度 89.9%) 74.4% (同 88.4%) と全体を上回っている。

任命権者においては、対象職員への周知をさらに図るとともに、管理職員においては、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成できるよう、職員が制度を利用しやすい環境づくりを推進していく必要がある。



図表 10 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移(全体)

また、多様で弾力的な働き方はワーク・ライフ・バランスの実現に資するものである。国や一部の地方公共団体においては、フレックスタイム制が実施されているところであり、本県においても、制度の趣旨や本県における取組状況、国や他の都道府県の状況等を十分に踏まえ、県民サービスや公務運営への影響等も勘案しながら、フレックスタイム制など多様で弾力的な働き方について引き続き検討していく必要がある。

エ ハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格・尊厳を侵害し、働く意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為である。また、ハラスメントを受けた職員だけでなく、周囲で起きることによる職場環境の悪化など、職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、これまで、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインの策定やセクハラに関する全職員向けの研修を実施するなど、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止等に努めてきている。

また、職場における妊娠、出産、育児休業や介護休業等の取得等に関するハラスメント(いわゆるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなど)については、社会的にも関心が高まり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113号)いわゆる「男女雇用機会均等法」や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)いわゆる「育児・介護休業法」において、婚姻、妊娠、出産、育児、介護等を理由にした不利益取扱いが禁止されている。

さらに、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント等が新たなハラスメントとして認識されているほか、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている。

こうしたハラスメント等については、公務においても顕在化しない場合が多くあると考えられる。 任命権者においては、職員研修等を通じた意識啓発に一層取り組むことはもとより、相談窓口の周 知徹底などにより、良好な職場環境の整備を図っていく必要がある。

(4)高齢層職員の能力及び経験の活用

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、本県はこれまで再任用により対応してきている。

平成 29 年 4 月 1 日現在の再任用職員数は、366 人と平成 28 年度に比べて 18.4% (平成 27 年度に比べて 44.1%)増加している状況であり、今後も再任用職員の増加が見込まれる。

平成 23 年に、人事院は、「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところであり、同年、本委員会報告においては、国の動向を注視していくとともに、新たな任用等の仕組みや給与の在り方など本県独自の様々な課題について検討を進めていく必要があるとしていたところである。

その後、国においては、平成29年6月に「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」 と閣議決定され、定年の引上げに向けた議論が開始されたところである。

本県においても、再任用制度は、職員が培ってきた多様な専門的知識・技術や経験の継承に有効である点にも留意し、今後は、定年の引上げ等の国の検討状況を注視しながら、質の高い行政サービスを維持するため、高齢層職員の能力及び経験の活用について検討する必要がある。

			計	知事部局	教育委員会	警察本部
平成 29 年度再任用職員数			366	121	207	38
	内訳	フルタイム	220	12	170	38
	1	短時間	146	109	37	0
	内訳	継続(平成27年度末以前退職)	237	82	137	18
	2	新規(平成 28 年度末退職)	129	39	70	20
平反	平成 28 年度末定年退職者総数			83	202	52

(5)服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分に至る事例は平成 28 年度 9 件 (知事部局 4 件、教育委員会 4 件、県警本部 1 件)となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の順守に努めることが肝要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発を実施するなど実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等

次表(1)及び(2)のとおり給与関係規則及び運用通知の改正又は廃止を行った。

(1)規則の改正

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規	則	名	概	要
21	H29.10.5	H29.10.6	佐賀県	職員の	管理職	平成 29 年 10 月 6 日付け	組織改正等に伴い、管
			手当の	支給に	関する	理職手当を支給する職の	改正を行った。
			規則の一	一部を	改正す		
			る規則				
22	H29.10.17	H29.10.17	佐賀県鶤	戦員の	初任給、	以下の改正を行った。	
			昇格、昇	給等σ)基準に	・「評価終了日」の文言の	定義づけ及び昇給の評
			関する	規則の	一部を	価期間の変更に伴う改	正
			改正する	る規則		・管理職員以上に対して	よりきめ細やかな昇給
						決定を可能にすること	及び昇給区分で用いら
						れる標語と人事評価でん	用いられる標語の混同
						を避けるため規定を整	理
24	H29.12.19	H29.12.19	佐賀県	職員の	給料そ	佐賀県職員給与条例等の	一部改正及び佐賀県公
			の他の約	給与支	給規則	立学校職員給与条例の一	部改正に伴い、佐賀県
			等の一部	部を改	正する	職員の給料その他の給与	支給規則ほか以下の5
			規則			規則について 50 歳を超	える管理職員の給与抑
						制措置に係る規定を削除	した。
						・農林漁業普及指導手当の	の支給に関する規則
						・地域手当に関する規則	
						・特地勤務手当等支給規	則
						・外国の地方公共団体の	機関等に派遣される職
						員の処遇等に関する規!	則
						・佐賀県立学校職員定時	制通信教育手当支給規
						則	
25	H29.12.19	H29.4.1	初任給記	調整手	当に関	佐賀県職員給与条例等の	一部改正に伴い、医療
			する規則	則の一	部を改	職給料表(一)の適用を受	ける職員の職に支給さ
			正するタ	見則		れる初任給調整手当の支援	給額の改定を行った。
26	H29.12.19	H29.12.19	期末手			佐賀県職員給与条例等の	
		(H29.12.1)	当に関す	する規	則の一	立学校職員給与条例の一	部改正に伴い、以下の
			部を改正	Eする	規則	改正を行った。	
						・平成 29 年 12 月期に支援	給する勤勉手当の成績
						率の上限を改正	
						・50 歳を超える管理職員	の給与抑制措置に係る
						規定を削除	

規則番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規則名	概 要
		H29.12.19	佐賀県職員特殊勤務	国の取扱いに準じて、災害応急作業等手当の支
			手当支給規則の一部	給対象等を拡充するため佐賀県職員特殊勤務手
			を改正する規則	当支給条例の一部が改正されたことに伴い、佐
				賀県職員特殊勤務手当支給条例に定める人事委
				員会規則で定める作業等についての改正を行っ
				た。
30	H29.12.28	H29.12.28	佐賀県職員の初任給、	以下の改正を行った。
		(H29.4.1)	昇格、昇給等の基準に	・人事評価制度の導入に伴い、評価期間が変更
		(H30.1.1)	関する規則の一部を	されたことから、職員が休職等から職務に復
			改正する規則	帰した際の給料の号給の調整方法の改正
				・佐賀県職員給与条例等の一部改正による医療
				職給料表(一)の給料月額の改定に伴い、医
				療職給料表(一)の昇格時号給対応表及び降格
				時号給対応表の改正
2	H30.3.26	H30.4.1	佐賀県公立学校職員	義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行
			特殊勤務手当及びへ	われたことに伴い、佐賀県公立学校職員特殊勤
			き地手当支給規則の	務手当及びへき地手当支給条例が一部改正され
			一部を改正する規則	たため、教員特殊業務手当のうち部活動指導業
				務に係る手当額を改定した。
3	H30.3.26	H30.4.1	給料の調整額に関す	学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平
			る規則の一部を改正	成 30 年 4 月 1 日付けで施行され、高等学校にお
			する規則	いて通級による指導が実施できるようになるこ
				とに伴い、県立の高等学校において、その従事
				者に給料の調整額を支給する改正を行った。
4	H30.3.26	H30.4.1	宿日直手当に関する	知事部局の本庁舎勤務の課長級職員が行ってい
			規則の一部を改正す	る災害その他の危機事象に係る緊急業務に関す
			る規則	る情報連絡等のための宿日直勤務について、国
				に準じた手当額とする改正を行った。
5	H30.3.30	H30.4.1	佐賀県職員の管理職	平成30年4月1日付け組織改正等に伴い、管理
			手当の支給に関する	職手当を支給する職及び区分の改正を行った。
			規則の一部を改正す	
			る規則	
6	H30.3.30	H30.4.1	佐賀県職員の初任給、	平成 30 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、級別
			昇格、昇給等の基準に	基準職務表の改正を行った。
			関する規則の一部を	
			改正する規則	

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規	則	名	概 要
7	H30.3.30	H30.4.1	期末手	当及び	が勤勉手	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給
			当に関	する規	則の一	与条例に規定されている勤勉手当の総額に係る
			部を改善	正する	規則	6月及び 12 月の支給割合の改正に伴い、平成
						30 年 6 月期以降の勤勉手当の成績率の上限を
						改正した。

(2)運用通知の改正又は廃止

通知 番号 人委	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
1 未		173		1770
八女	H29.8.24	H29.8.24	研修又は表彰若	以下の改正を行った。
512			しくは顕彰によ	・警察大学校の警部任用科において行われる研修課
			る昇給について	程について、平成 29 年度から期間が短縮、回数
			の一部改正につ	が増加したことに伴い、昇給実施基準を改正
			いて	・警察大学校国際捜査研修所語学研修科の研修の名
				称を警察大学校国際警察センター語学研修科に
				改正
人委	H29.10.17	H29.10.17	佐賀県職員の初	以下の改正を行った。
699			任給、昇格、昇給	・勤務成績の証明を「勤務評定記録書」から「人事
			等の基準に関す	評価の結果」に改正
			る規則の運用に	・昇給区分が (下位) (最下位)となる職員
			ついての一部改	の定義づけ部分について、国の通知を参考に改正
			正について	・規則において新たに定める「人事委員会の定める
				数」につき、特定職員は3、一般職員は4と規定
				・「人事委員会の定めるところ」としている の昇
				給区分について、特定職員の2号給及び4号給、
				一般職員の3号給及び5号給については、定員の
				概ね 100 分の 5 以内と規定
人委	H29.12.19	H29.12.19	佐賀県職員の給	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立
908			料その他の給与	学校職員給与条例の一部改正により 50 歳を超える
			支給規則附則第	管理職員の給与抑制措置に係る規定が削除される
			3 項の規定の運	ことに伴い、佐賀県職員の給料その他の給与支給規
			用についての廃	則附則第3項が削除されるため、附則第3項に規定
			止について	する「人事委員会が別に定める」としている当該運
				用通知を廃止した。
人委	H29.12.19	H29.12.19	期末手当及び勤	以下の改正を行った。
921		(H29.12.1)	勉手当の運用に	・佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立
			ついての一部改	学校職員給与条例の一部改正に伴い、職員の区分
			正について	ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支
				給割合を改正
				・期間の計算について、規定により計算し難い場合
				はあらかじめ「人事委員会」へ協議することとな
				っているが、国の規定に準じ、「人事委員会」を
人委	H29.12.19		支給規則附則第 3項の規定の運 用についての廃 止について 期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改	管理職員の給与抑制措置に係る規定が削除されることに伴い、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則附則第3項が削除されるため、附則第3項に規定する「人事委員会が別に定める」としている当該運用通知を廃止した。 以下の改正を行った。 ・佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、職員の区分でとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を改正

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委	H29.12.19	H29. 4. 1	初任給調整手当	佐賀県職員給与条例等の一部改正に伴い、特に必要
923			に関する規則第	と認めて承認した職員に対し支給する初任給調整
			6条第3項の承	手当の月額の改正を行った。
			認についての一	
			部改正について	
人委	H29.12.19	H29.12.19	災害応急作業等	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に伴
924			手当の運用につ	い、以下の改正を行った。
			いての一部改正	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内
			について	で行う作業のうち、人事委員会が認める施設の改
				正
				・佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の改正による条
				項移動に伴う所要の改正
人委	H29.12.28	H30.1.1	復職時等におけ	人事評価制度の導入に伴い、昇給の評価期間が変更
950			る号給の調整の	されたことから、佐賀県職員の育児休業等に関する
			運用についての	条例等が一部改正されたため、以下の改正を行っ
			一部改正につい	た。
			て	・休職等から職務復帰後に復職時調整できる号給数
				を指す調整数に関する規定の改正
				・復職時調整の要領において、復職時等における号
				給の調整日に、再び勤務するに至った日後におけ
				る最初の昇給日の「次の昇給日」の規定を追加
				- ・昇給の評価期間の変更に伴い、復職時調整をする
				際の対象期間となる「算定期間」等、用語の定義
				の改正
人委	H30.3.26	H30.4.1	扶養手当の運用	平成30年4月から配偶者がない場合の手当額の特別が家よされることに従い、共業額な民事が共業系
1176			についての一部	例が廃止されることに伴い、扶養親族届及び扶養手
1 =	1100 0 00	1100 4 4	改正について	当認定簿の様式の改正を行った。
人委	H30.3.26	H30.4.1	単身赴任手当の	給与制度の総合的見直しにより、単身赴任手当の支 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			運用についての	給額について特例とする期間が設けられていたが、
			一部改正につい	当該期間が平成30年3月31日で満了となるため、
1 =	1100 0 00	1100 4 4	サナチャルなど	単身赴任手当の支給額に係る規定を削除した。
人委	H30.3.30	H30.4.1	期末手当及び勤	佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立
1175			勉手当の運用に	学校職員給与条例の一部改正に伴い、職員の区分ご
			ついての一部改	との勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割
			正について	合の改正を行った。

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況(包括承認を含む。)は、次のとおりである。

(1)研修、表彰等による昇給(第38条第1号及び第2号)

任命権者ごとに包括承認しており、実施した場合には年度終了後1月以内に報告させることとしている。

C V 1 00						
	部 局 別			研修 (第38条第1号)	表彰等 (第38条第2号)	計
	知事部局			人	人	人
		4	教育庁			
教		教	県立学校		16	16
教育委員会	学 校	教育職員	中 学 校		13	13
会	校	員	小 学 校		15	15
			一般職員		2	2
警察	警察 警察官			8	22	30
本部 一般職員			般職員			
		i	†	8	68	76

(2)その他

<u> </u>		1						
			条項	初任給	、昇格、昇給等	等の基準に関す	る規則	
部	局			第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	
		知 事	部局	9人	人	1人	人	
		į	教育庁					
数			県立学校	5				
教育委員会	学	教育	教育職員	中学校	12			
安日		職員	小 学 校	16				
会	校		義務教育学校	2				
			一般職員					
警察	警察官		16					
本部	一般職員			1				
			' †	61		1		

(注 1) 第 17 条: 人事交流等により採用された職員の給料号給の決定

第18条:特殊の職に採用する場合等の給料号給の決定

第 20 条第 3 項:昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第24条第3項:降格となった職員の給料号給の決定

(注 2) 各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1)事業場の区分

佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

労働基準法	で見なり、一般が定		該当				
別表第1の			任 命	権者			
事業区分	知	事	教育委員会	警察本部長	そ	の	他
第 12 号	消防学校		教育センター	警察学校			
	自治修習所		県立学校(特別支 援学校寄宿舎を除				
	公文書館		()				
	博物館						
	九州陶磁文	化館					
	美術館						
	名護屋城博	物館					
	佐賀城本丸	歴史館					
	図書館						
	環境センタ	_					
	衛生薬業セ	ンター					
	総合看護学	院					
	有田窯業大	学校					
	窯業技術セ	ンター					
	工業技術セ	ンター					
	産業技術学	院					
	上場営農セ	ンター					
	農業試験研	究セン					
	農業大学校						
	果樹試験場						
	茶業試験場						

労働基準法		該当事	事業場	
別表第1の		任 命	権者	
事業区分	知 事	教育委員会	警察本部長	その他
労働基準法 別表第1に	畜産試験場 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場 本庁	教育庁	警察本部(自動車	議会事務局
掲げる事業以外の事業	首 県 佐 保祉 総(生除 中 関 農 農夕 家圏 事 務 事 事 セ及ビ 相 京 所 所 解 か か で 相 京 所 所 な か の の の の の の の の の の の の の の の の の の	教育事務所	整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 適勝 遊響 響響 響響	選挙管理委員会事務局 監查委員事務局 上事委員会事務局 人事委員会事務局 分働委員会事務局 海上 海海 三角

(2)労働基準監督機関の職権行使

平成 29 年度中に、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	2				2
3 6 協 定 届	26	49	1		76
第一種圧力容器廃止報告					
ボ イ ラ ー 廃 止 報 告					
有機溶剤中毒予防規則の 一 部 除 外 認 定	1				1

(3)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る平成 29 年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械 の種類	検査等の項目	知事部局	教 育 委員会	警察本部	その他	計
	落 成 検 査					
ボイ	使用再開検査					
ボイラー	性 能 検 査	1	3			4
·	休 止 中		2			2
	落 成 検 査					
压力容器 第一種	使用再開検査					
上 力容 琴 種	性 能 検 査	3	6			9
нн	休 止 中		1			1
	落 成 検 査					
ゴン	使用再開検査					
ゴンドラ	性能検査	1				1
	休 止 中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、 各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

平成 29 年 7 月 ~ 平成 30 年 3 月

b 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	9	13	3	1	26

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、病気休暇・病気休職の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

呼吸用保護用具の備えがない、保護衣等の備えがない、第一類、第二類、第三類物質を取り扱う作業場への立入禁止の表示がされてない等、事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表(1)(2)及び(3)のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

(1)規則の制定又は改正等

規則 番号		施 行 又 は 適用年月日	規	割 名	概要
20	H29.10.5	H29.10.5	休業等に	員の育児 :関する規 ぶを改正す	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が 改正されたことにより、佐賀県職員の育児休業等に 関する条例の一部が改正されたことに伴い、一般職 の非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育 児休業をすることができる場合の要件として、当該 子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業 をすることが継続的な勤務のために特に必要と認 められる場合について、下記のとおり定めた。 ・保育所等の利用申込みを行っているが、利用が 認められない場合
					・配偶者による養育が困難となった場合(死亡、 負傷、疾病等) 様式第1号について、所要の改正を行った。
28	H29.12.19	H31.4.1	啓発等休	員の自己 業に関す 一部を改 則	学校教育法の改正に伴い、次の規定について引用 条項を改正した。 ・大学等課程の履修の成果をあげるために特に必 要な場合を定める規定
					所要の経過措置を置くこととした。

(2)告示の制定又は改正等

なし。

(3)運用通知の制定又は改正等

通知 番号	通 知 年月日	施 行 年月日	通	知	名	概 要
人委 1200	H30.3.26	H30.4.1	休暇等則の調	D勤務時 等に関す 重用に 部改正1	する規 ついて	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による引用条項ずれを改正した。 ボランティア休暇の対象となる施設として、介護保険法の改正により新たに創設された「介護医療院」を追加した。

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1)規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則等の改正は、平成29年度はなかった。

(2)再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、平成29年度はなかった。

公平委員会の受託事務関係

1 受 託 団 体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、 平成30年3月31日現在で7市10町20一部事務組合2広域連合(計39団体)である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、平成 29 年度中に地方公務員法第 46 条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び平成 30 年 3 月 31 日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、平成29年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、 審理を行った事案及び平成30年3月31日現在係属している事案は以下のとおりである。

(1)審査請求の処理状況

		平成 28 年度末	平成 29	年度中	平成 29 年度末
	区分	(H29.3.31)	審査請求件数	処理件数	(H30.3.31)
		係属件数	田旦明が二次	ZZII XX	係属件数
	降給				
分 限	降任				
分限処分	休職				
,,	免職				
744	戒告				
懲戒処分	減給				
処分	停職				
/,	免職	1		1	
その	他(転任など)				
合 :	計	1	0	1	0

(2) 平成29年度審査の結果

事案名	審査等の状況		
平成 28 年公委(審)第1号事案	処分承認 平成 29 年 12 月 25 日		

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から平成29年度中に相談のあった事例はなかった。

5 職員団体事務

(1)管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。平成 29 年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号)の一部を次のとおり改正した。

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規則	名	概 要
17	H29.5.12	H29.5.12	佐会のいのでは、一般である。 佐賀 男子 のの の の の の の の の 見 り の の 見 り の の の 見 り の の の の	受託し 公共団 員等の る規則	新たに指定した職(多久市) 出先機関 義務教育学校の「校長」「副校長」「教頭」「事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。) (天山地区共同衛生処理場組合)執行機関「事務局長」 指定から除外した職(多久市)出先機関 小学校及び中学校の「校長」「副校長」「教頭」「事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」 (大町町)出先機関 町立病院の「院長」「副院長」「事務長」
23	H29.11.21	H29.11.21	佐賀事務を でのるでは でののを でののを でのの を での での での での での での での での での での での での での	受託し 公共団 員等の る規則	指定から除外した職 (神埼市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「市長公室副室長(秘書担当に限る。)」 名称を変更した職 (神埼市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「総務課副課長(人事、職員団体担当に限る。)」 「総務課副課長」 選挙管理委員会事務局の「事務局長」 「書記長」
29	H29.12.28	H29.12.28	佐賀県が公会の 会の事務を ていの管理 の一郎を での 規則	受託し 公共団 員等の る規則	新たに指定した職 (有田町) 本庁 町長部局(会計課を含む。)の「総務課 主査(人事、給与担当に限る。)」
1	H30.3.2	H30.3.2	佐賀県が公会の 会いる管理 を での 管理 を での を で の 一 が の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	受託し 公共団 員等の る規則	新たに指定した職 (神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合) 執行機関 「事務局長」

(2)職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

P-		ĭ		1 112 00 - 0 1	り 31 口現仕 <i>)</i>
 職員団体の名称	 所在地	代表者	登 録		H29 年度の
			番号	年月日	登録事項
自治労鳥栖市	鳥栖市宿町 1118	執行委員長	102	S43. 4.13	H29.8.17
職員労働組合	鳥栖市役所内 	能冨 繁和			役員の変更
鹿島市	鹿島市大字納富分 2643 番地 1	執行委員長	106	S42. 6.13	H29.8.22
職員労働組合	鹿島市役所内	永石 慎一			役員の変更
太良町	太良町大字多良1番地6	執行委員長	108	\$43. 3.29	H29.9.26
職員組合	太良町役場内	土橋 久昭			役員の変更
自治労武雄市	武雄市武雄町大字昭和 1-1	執行委員長	110	S61.11.11	H29.9.15
職員労働組合	武雄市役所内	石丸 博幸			役員の変更
自治労基山町	基山町大字宮浦 160-2	執行委員長	111	S62. 9.11	H29.5.8
職員労働組合	基山町役場内	熊本・暁浩			役員の変更
					H29.9.26
					役員の変更
多久市	多久市北多久町大字小侍7番地1	執行委員長	115	H 5.11.25	H29.4.17
職員労働組合	多久市役所内	堀田 英弘			役員の変更
					H29.6.8
					役員の変更 H29.11.8
					役員の変更
.1. 1-15-3-		+	4.47	1147 4 7	ステジ文文
│ 小城市 │ 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 熊手 達夫	117	H17. 4. 7	
みやき町	みやき町大字原古賀 1043 番地	執行委員長	118	H17. 8.25	H29.10.2
職員労働組合	みやき町中原支所内	澤野 隆裕			役員の変更
白石町	白石町大字福田 1247 番地 1	執行委員長	120	H17.12. 7	H29.9.26
職員労働組合	白石町役場内	吉村 大樹			役員の変更



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

Tel 0952-25-7241 Fax 0952-25-7323

URL https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp